

Sample

医師の働き方改革と タスク・シフト／シェアの最新情報

《22分》

※本文中に記載のない限り、2021年5月1日時点の情報に基づいて作成しています。
なお、解説は全ての法律・制度を網羅するものではありません。

※スライドのイラストはイメージであり、法律・制度の内容を厳密に反映したものではありません。

今回の研修目的

＜今回のテーマ背景＞

働き方改革関連法の施行により、2024年には医師の時間外労働にも上限規制が設けられることから、病院勤務医の労働時間短縮に向けた取り組みが始まっているようです。

Sample

研修目的

医師の働き方改革に対する先生方の考えや担当施設の取り組み状況について質問してみる

そのために…

- 医師の働き方改革の規定を理解する
- 医師の負担軽減策を把握する
- 具体的な取り組み事例を確認する

先生方の時間外労働を短縮するための取り組みは始まっているのでしょうか。

働き方改革関連法の施行により、2024年には医師の時間外労働にも上限規制が設けられることから、病院勤務医の労働時間短縮に向けた取り組みが始まっているようです。

今回の研修では、医師の働き方改革に対する先生方の考えや担当施設の取り組み状況について質問してみingことを目的とします。

そのために、医師の働き方改革の規定やタスク・シフト、タスク・シェア等の医師の負担軽減策を把握し、会話のきっかけとなる具体的な取り組み事例を確認しておきましょう。

今回の内容

1.働き方改革

- ・概要
- ・医師の時間外労働の上限規制
- ・B水準・連携B水準の対象医療機関
- ・医療機関の対応
- ・医師労働時間短縮計画
 - ①策定義務対象医療機関 ②概要
- ・取り組みの評価
 - ①組織概要と対象医療機関 ②評価方法と評価結果



Sample

2.タスク・シフト タスク・シェア

- ・概要
- ・看護師・薬剤師
- ・診療放射線技師・臨床検査技師
- ・臨床工学技士・救急救命士
- ・スチューデントドクターの法的位置付け

3.取り組み事例

- ・概要
- ・①医師間の労働時間の不均衡是正
- ・②医師の意識改革とタスク・シフト
- ・③薬剤師へのタスク・シフト

最初に、医師を対象にした働き方改革の概要について解説します。

なお、必要な措置を講じるための法改正が、現在（2021年5月7日時点）国会で審議されています。

【1.働き方改革】概要

2023年度中に医師の労働時間短縮に取り組む

2019年4月 働き方改革関連法施行

時間外労働：月45時間以下、年360時間以下

一般労働者



医師以外の医療従事者



Sample

5年



医師の労働時間短縮の取り組み



2024年4月 勤務医にも適用スタート



株式会社メディカル・リード

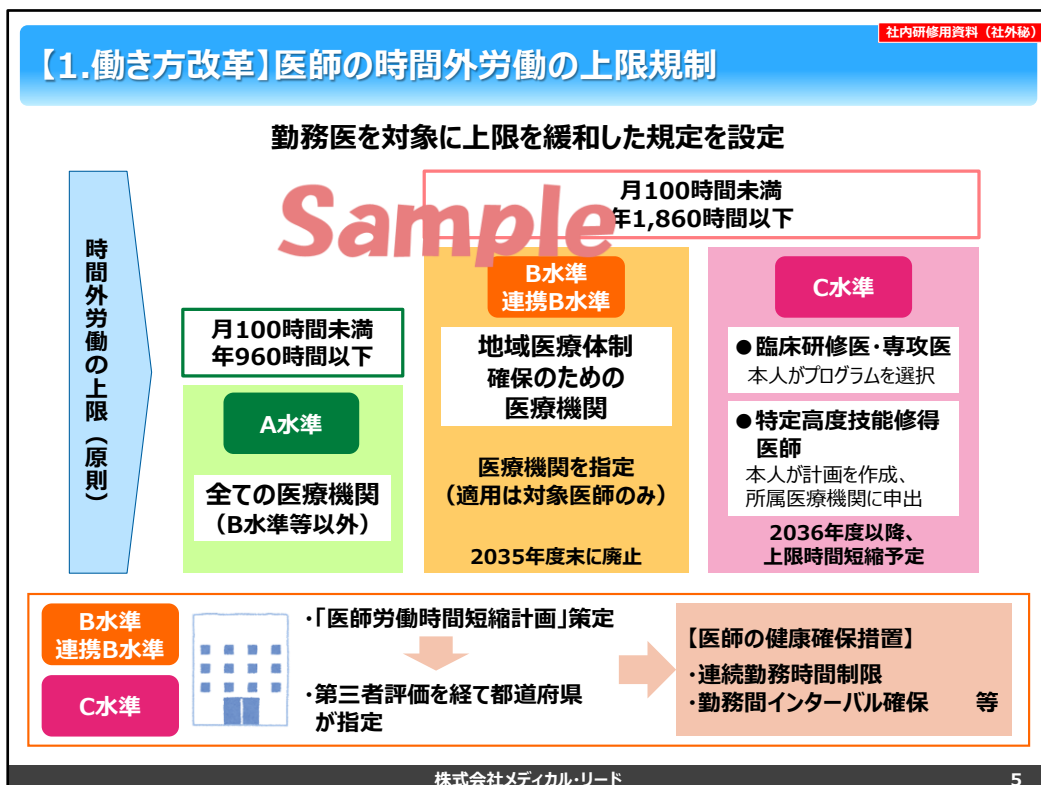
4

まず、働き方改革の概要です。

2019年4月に働き方改革関連法が施行され、一般労働者に対する時間外労働の上限規制（月45時間以下・年360時間以下）が導入されたことに伴い、医療機関においても医師以外の職種には同様の規制が適用されました。

一方、勤務医については医療の特殊性を鑑みて5年間の猶予が与えられ、2024年4月から時間外労働規制が適用されることとなりましたが、医療機関は、医師の労働時間短縮に向けた取り組みを早急に進めなければならない状況にあります。

初めに、医師に対する時間外労働の上限規制について解説します。



【1.働き方改革】B水準・連携B水準の対象医療機関

最大限対応してもA水準を超えてしまう勤務医が在籍する医療機関

B水準

①医療機能

三次救急医療機関

下記全てを満たす医療機関

- ・二次救急医療機関
- ・年間救急車受け入れ1,000台以上又は
年間の夜間・休日・時間外入院500件以上
- ・医療計画（5疾病5事業の確保）で位置付け

Sample

在宅医療

都道府県知事認定

（精神科救急、小児救急等）

特に専門的な医療を提供

（高度のがん治療、移植等）

②在籍勤務医の労働時間

院内での時間外・休日労働が年960時間超

連携B水準

①医師派遣を通じ地域の医療提供体制を確保する役割

②在籍勤務医の労働時間

院内と派遣先等での労働時間を通算すると年960時間超

時間外労働の上限を原則月100時間未満・年1,860時間以下とする「B水準」「連携B水準」について解説します。

いずれも、マネジメント改革や地域医療の機能分化・連携等を最大限実施してもA水準を超えてしまう勤務医が在籍する医療機関が対象となる水準で、具体的な基準は次の通りです。

◆B水準対象医療機関

下記のいずれも該当する医療機関

- ①スライドに示した医療機能のいずれかを担っている
- ②院内での時間外・休日労働が年960時間を超える勤務医がいる

◆連携B水準対象医療機関

下記のいずれも該当する医療機関

- ①他院への医師派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保する役割を担っている
- ②院内での時間外・休日労働は年960時間以内だが、派遣先等での労働時間を通算すると年960時間を超える勤務医がいる

なお、B水準・連携B水準は、「対象医療機関の機能を果たすために必須の業務」に限定されるため、該当業務に従事する勤務医個人に適用されるものです。そのため、対象医療機関に所属する勤務医でも、B水準等対象外の勤務医にはA水準の上限規定が適用されます。

今回の内容

社内研修用資料（社外秘）

1.働き方改革

- ・概要
- ・医師の時間外労働の上限規制
- ・B水準・連携B水準の対象医療機関
- ・医療機関の対応
- ・医師労働時間短縮計画
 - ①策定義務対象医療機関 ②概要
- ・取り組みの評価
 - ①組織概要と対象医療機関 ②評価方法と評価結果

2.タスク・シフト タスク・シェア

- ・概要
- ・看護師・薬剤師
- ・診療放射線技師・臨床検査技師
- ・臨床工学技士・救急救命士
- ・スチューデントドクターの法的位置付け



3.取り組み事例

- ・概要
- ・①医師間の労働時間の不均衡是正
- ・②医師の意識改革とタスク・シフト
- ・③薬剤師へのタスク・シフト

株式会社メディカル・リード

12

次に、医師の労働時間短縮につながる2つの施策を紹介します。

1つは他職種へのタスク・シフト、タスク・シェアの推進で、一部の職種については業務範囲を拡大するための法改正が現在（2021年5月7日時点）国会で審議中です。

もう1つは、いわゆるスチューデントドクターの法的位置付けで、これも現在国会で審議中です。

まず、タスク・シフト、タスク・シェアの推進について紹介します。



タスク・シフト、タスク・シェア推進の概要です。

厚生労働省「医師の働き方改革に関する検討会」がまとめた報告書において、医師の労働時間を短縮するために徹底して取り組むべき項目の1つとして、タスク・シフト、タスク・シェアが掲げられました。

これを受け厚生労働省は、「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト／シェアの推進に関する検討会」を設置し、四病院団体協議会（四病協）※等の提案を踏まえて、具体的に推進する業務を選定しました。

今回は、下記の職種へのタスク・シフト、タスク・シェアを推進する業務について紹介します。

- ① 看護師
- ② 薬剤師
- ③ 診療放射線技師
- ④ 臨床検査技師
- ⑤ 臨床工学技士
- ⑥ 救急救命士

なお、前述した評価機能は、今回紹介するタスク・シフト、タスク・シェアの取り組み状況も含めて、労働時間短縮への取り組みを評価することになっています。

※以下の4団体で構成される協議会

日本病院会／全日本病院協会／日本医療法人協会／日本精神科病院協会

【2.タスク・シフト／シェア】看護師・薬剤師

患者への説明や情報収集、医師の指示・プロトコルに沿った既存業務の推進

看護師

● 検査等の説明と同意



● 診療前の問診や検査前の情報収集

- ・病歴聴取・バイタルサイン測定・トリアージ
- ・服薬状況の確認
- ・リスク因子のチェック
- ・検査結果の確認

● 特定行為（38行為）

● プロトコルに基づく薬剤の投与、採血・検査

● プロトコルに基づく救急外来の血液検査オーダー入力、採血・検査 等



薬剤師

● 薬物療法全般に関する説明

● 手術室・病棟等における業務

- ・薬剤の払い出し
- ・手術後残薬回収
- ・薬剤調製 等

● プロトコルに基づく処方薬剤の変更

- ・投与量
- ・投与方法
- ・投与期間
- ・剤形
- ・含有規格 等



● 服薬指導、処方提案、処方支援



株式会社メディカル・リード

14

まず、看護師と薬剤師へのタスク・シフト、タスク・シェアについてです。

両職種については、現行制度下で実施可能な業務のうち、特に推進するものとして下記が示されました。

◆ 看護師

・検査等の説明と同意

・診療前の問診や検査前の情報収集（病歴聴取・バイタルサイン測定・トリアージ、服薬状況の確認、リスク因子のチェック、検査結果の確認）

・特定行為※（38行為）

- ・プロトコルに沿ってあらかじめ特定された患者に医師が事前指示した薬剤の投与、採血・検査
- ・救急外来における医師の指示・プロトコルに基づく血液検査オーダー入力、採血・検査 等

◆ 薬剤師

・薬物療法全般に関する説明

・手術室・病棟等における薬剤の払い出し、手術後残薬回収、薬剤調製等の薬剤管理業務

・プロトコルに沿った処方薬剤の変更（投与量・投与方法・投与期間・剤形・含有規格等）

・効果・副作用の発現状況等の確認を踏まえた服薬指導、処方提案、処方支援

※都度医師の指示を受けずに看護師が実施可能な診療補助（詳細は後述）

今回の内容

1.働き方改革

- ・概要
- ・医師の時間外労働の上限規制
- ・B水準・連携B水準の対象医療機関
- ・医療機関の対応
- ・医師労働時間短縮計画
 - ①策定義務対象医療機関 ②概要
- ・取り組みの評価
 - ①組織概要と対象医療機関 ②評価方法と評価結果

2.タスク・シフト タスク・シェア

- ・概要
- ・看護師・薬剤師
- ・診療放射線技師・臨床検査技師
- ・臨床工学技士・救急救命士
- ・スチューデントドクターの法的位置付け

3.取り組み事例

- ・概要
- ・①医師間の労働時間の不均衡是正
- ・②医師の意識改革とタスク・シフト
- ・③薬剤師へのタスク・シフト

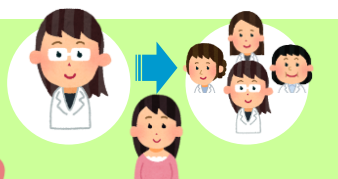


最後に、医師の働き方改革に関する取り組み事例を紹介します。

【3.取り組み事例】概要

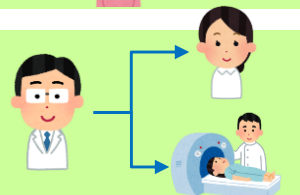
1. 医師間の労働時間の不均衡是正

・主治医制からチーム制への変更 等



2. 医師の意識改革や他職種へのタスク・シフト等

・会議等での超過勤務状況の公開
・看護師、診療放射線技師等への
タスク・シフト 等



3. 薬剤師へのタスク・シフト

・薬剤師術前外来の実施



参考

いきいき働く医療機関サポートWeb

<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>

株式会社メディカル・リード

21

働き方改革を推進するための取り組み内容は、各医療機関の状況や課題により異なります。
今回は、医師の負担軽減につながった急性期病院3施設の事例を紹介します。

1. 医師間の労働時間の不均衡是正

主治医制からチーム制への変更 等

2. 医師の意識改革や他職種へのタスク・シフト等

会議等での超過勤務状況の公開や看護師、診療放射線技師等へのタスク・シフト 等

3. 薬剤師へのタスク・シフト

薬剤師術前外来の実施

なお、厚生労働省が開設している「いきいき働く医療機関サポートWeb」に、全国の医療機関の様々な取り組み事例が紹介されています。

【3.取り組み事例】① 医師間の労働時間の不均衡是正

主治医制からチーム制への変更等、医師間でタスク・シェア

民間病院（近畿／約600床）

背景

産婦人科で勤務時間が限られている医師とカバーする医師の勤務時間に不均衡あり



勤務時間



主な取り組み

主治医制からチーム制への変更

チームの医師や当直医
→面談や緊急対応、時間外・当直時を担当

当直後の体制見直し

当直翌日はオフ



人員配置マネジメントとプロセスの明確化

・部長が聞き取りの上、人員配置
・部長は緊急対応要員
・業務の分担表を毎朝掲示

効果

・時間外労働が月80～100時間から30時間程度に短縮
・当直翌日は完全オフの体制に改善80～100
時間

30時間

株式会社メディカル・リード

22

1つ目は、医師間のタスク・シェア等により医師の労働時間の不均衡を是正した民間病院（近畿：約600床）の事例です。

◆背景

女性医師が多い産婦人科内が、勤務時間が限られている医師とそれをカバーする医師に分かれ、カバーする側の勤務時間が長くなることで、不均衡が生じていた。

◆主な取り組み

①主治医制からチーム制への変更

面談や緊急対応、時間外・当直時はチームの医師や当直医が担当

②当直後の体制見直し

当直翌日はオフ

③人員配置マネジメントとプロセスの明確化

- ・部長が聞き取りを行った上で、外来・手術・分娩の人員配置を采配し、部長自身はマネジメントと緊急事態に対応できる勤務状態を確保
- ・スタッフ全員が状況を把握できるよう、業務の分担表を毎朝掲示

◆効果

- ・取り組み前の時間外労働は月80～100時間だったが、取り組み後は30時間程度に短縮
- ・当直翌日は完全オフの体制に改善

Sample

①B水準等の指定を受けるには2021年度中に取り組み開始

②法改正により診療放射線技師等の業務範囲拡大へ

③体制の見直しやタスク・シフトで負担軽減に成功した施設も

①B水準等の指定を受けるには2021年度中に取り組み開始

2024年4月から、勤務医の時間外労働は原則月100時間未満、年960時間以下（A水準）にする必要があります。ただ、地域医療の確保や臨床研修等のため、やむを得ずA水準を超える場合、年間の時間外労働は1,860時間まで認められます（B水準・連携B水準・C水準）。医療機関が2024年4月からB水準・連携B水準・C水準を医師に適用するには、「医師労働時間短縮計画」に基づく取り組みを2021年度中に開始し、2022年度中に評価機能による評価を受けた上で、2023年度中に都道府県の指定を受けなければなりません。

②法改正により診療放射線技師等の業務範囲拡大へ

医師の労働時間を短縮するための取り組みとして、タスク・シフト、タスク・シェアが推進されています。業務を移管する対象として挙げられている主な職種は、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士等で、このうち、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士の4職種については、業務範囲拡大を図る改正法案が今通常国会に提出されています。看護師と薬剤師については、現行制度下で実施可能な業務のうち、特に推進するものが示されています。

③体制の見直しやタスク・シフトで負担軽減に成功した施設も

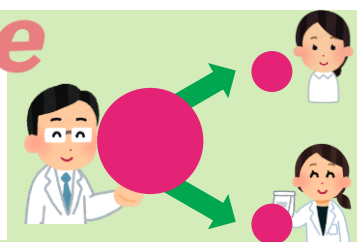
病院の中には、既に医師の働き方改革に取り組み、時間外労働の短縮に成功している施設があります。ある病院では、主治医制からチーム制への変更や診療科部長による人員配置マネジメントにより、時間外労働を大幅に短縮することができました。また、他職種へのタスク・シフトを積極的に行うとともに、医師の意識改革にも取り組んだ病院もあります。この他、安全性の向上のためにタスク・シフトを行い、結果的に医師の負担軽減につながったケースもありました。

【参考】想定される影響等

今回解説した医師の時間外労働の上限規制への対応は、病院内の薬剤師や看護師等の業務内容や、地域の医療提供体制に変化を及ぼすことが想定されます。

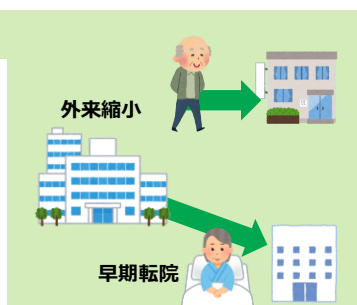
病院内の変化

- ①チーム医療の進展
 - 薬剤師や看護師等への業務の移管
- ②業務の効率化
 - 研修・ミーティング等の開催時間・頻度の見直し
 - 削減可能な業務の廃止



地域医療における機能分化と連携

- 機能分化と連携
- ・急性期病院
 - 一般外来を縮小し、地域の診療所に依頼
 - 後方病院への早期転院
 - ・医療資源・人口減少地域等
 - 病院の機能分化が加速
 - ⇒ 地域医療構想を踏まえ再編統合が早まる可能性



株式会社メディカル・リード

26

今回解説した医師の時間外労働の上限規制への対応は、病院内の薬剤師や看護師等の業務内容や、地域の医療提供体制に変化を及ぼすことが想定されます。

◆病院内の変化

①チーム医療の進展

従来医師が担当していた業務を薬剤師や看護師等へ移管するタスク・シフトが推進され、チーム医療が進むことが予想されます。

②業務の効率化

これまで勤務時間外に行われていた研修やミーティング・会議等が勤務時間内に開催され、開催時間や頻度の見直しが行われる他、削減可能な業務の廃止も検討されることが考えられます。

◆地域医療における機能分化と連携

急性期病院は、自院の外来を縮小して地域の診療所に依頼することを検討したり、入院患者の後方病院への早期転院をさらに進めようとすることも予想されます。

また、医療資源や人口が少なかったり、高齢化率が高い地域では、都市部以上に病院の機能分化が加速することも予想され、地域医療構想も相まって再編統合が早まる可能性があります。

MRは、担当地域・施設の動向を把握してタスク・シフト後の的確な医薬品情報の提供に努めると同時に、連携の橋渡し役や、他施設の取り組み例の情報提供等も求められると思われます。

【参考】研修内容の活用例

今回の研修内容を活用するための訪問時の質問例です。時間外労働の上限規制に対する先生のお考えや取り組み状況、要望等について伺ってみてはいかがでしょうか。

- Sample
- ① 病院の先生方の働き方改革への対応が始まっているようですが、現状の先生の勤務時間（時間外労働）は、いかがでしょうか。
 - ② 一般労働者（月45時間・年360時間以下）に比べ、先生方の時間外労働の上限規制は月100時間未満、年960時間又は1,860時間以下とかなり長めの設定ですが、どのようにお考えですか。
 - ③ 先生が許容範囲とお考えになる医師の時間外労働は、概ね何時間程度でしょうか。
 - ④ 先生方の労働環境を改善するために貴院で取り組まれていることはございますか。
 - ⑤ 今後、薬剤師や看護師等へのタスク・シフト、タスク・シェアが推進されていくようですが、先生はどのようにお考えですか。
 - ⑥ 書類作成等は医師事務作業補助者に移管している病院も増えているようですが、薬剤師や看護師等に担ってもらうと助かる業務はございますか。
 - ⑦ 薬剤師や看護師等へのタスク・シフトを進める際に、どのようなことが課題になるのでしょうか。
 - ⑧ 他施設の取り組み事例等、必要とされる情報はございますか。

スライドは、今回の研修内容を活用するための訪問時の質問例です。

時間外労働の上限規制に対する先生のお考えや取り組み状況、要望等について伺ってみてはいかがでしょうか。